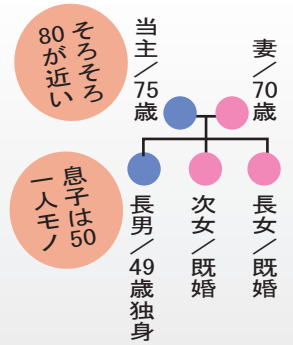


相続税4,300万円のために、 300坪の農地を 売却用としてあるが……

- 売れば約6,000万円。
- 譲渡所得税が1,200万円かかるから手取りは4,800万円。
- つまりこの土地すべてを相続税+所得税に充てることに。
- もったいないが仕方ない。しかし土地がなくなるから……

※相続税取得費加算の特例は、試算外

50歳独身の息子の、その後が心配!!



売却用は半分だけにしておこうか。 でもそれでは相続税額には足りない……

- 150坪を売れば約3,500万円。
- 譲渡所得税が700万円かかるから手取りは2,800万円。
- 相続税額には1,500万円足りない。
- よくあるのは借入金で赤字を出して税金を軽減する方法だが……



事業用買換え特例をつかえば、 土地を残して、借金ゼロで、相続税対策もして、 しかも息子さんの長期収益源ができますよ。

※H23.12.31までの売却分に適用

しかし借金は絶対にしたくない!!

ナットク!! 解決のポイントは…

- 150坪を売却し残る半分にメゾネット賃貸3戸を建設。
- 事業用買換え特例を利用すれば、譲渡所得税が、140万円に軽減できるから手取り3,360万円。
借金なしで賃貸物件を建てても十分お釣りが。
- 土地150坪売却で相続税も大きく減額。
- 贈与控除等、各種の技を組み合わせると相続税をクリア。
※技の詳細はどうぞお問い合わせください。
- 残った土地建物は収益源。これが将来の息子の収入源に。



相続税対策
しっかり

土地売却の
税も軽減

長期収益源を
確保

借金ゼロで
対策完了

毎年216万円の純収益。



◎ 今回の「ナットク解決」担当者は…

ファイナンシャルプランナーの
大島一弘でした。

必ず納得できる解決策はあります。ご相談ください。